

令和2年5月16日

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会

会長 神田 嘉延 様

伊藤祐一郎

ご質問への回答について

大規模太陽光発電事業については、鹿児島県環境影響評価条例、森林法、国土
利用計画法などにに基づき判断することになりますが、知事としての判断に当た
っては、地元自治体や関係住民の皆様の意向を最大限尊重する必要があると考
えています。

いとう祐一郎後援会事務所

鹿児島市荒田1丁目30-6

Tel 099-814-3535 田中